

医政産情企発 1120 第 3 号
感 感 発 1120 第 9 号
令和 6 年 11 月 21 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局
医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」(令和 6 年 11 月 11 日付け感感発 1111 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知)により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット(以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。)の安定供給に協力いただきたく、貴会所属の会員に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には、別添(写)のとおり通知したこととを申し添えます。



記

1. 医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）から注文を受ける際には、その医療機関等の在庫量を勘案し、その注文量がインフルエンザの流行状況等を踏まえたものとなるよう確認していただきたいこと。
2. 医療機関等から前回注文量を上回る発注があった場合は、現在の在庫数を確認した上で、必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないように配慮すること。

また、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文には応じないようにすること。

なお、前年に供給実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないように最大限配慮すること。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、医療機関等において診療に支障を来す場合を除いて、大量に受注された場合は抗インフルエンザウイルス薬等を分割して納入すること。

(注1) 「診療に支障を来す場合」には、医療機関等の医療従事者への予防投与分が不足する場合も含まれる。

(注2) 分割納入の際には受注残の納品について計画的に行うこと。
4. 納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等の予定についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

(写)

医政産情企発 1120 第 1 号
感感発 1120 第 7 号
令和 6 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局
医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和 6 年 11 月 11 日付け感感発 1111 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）により、取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言です。

写

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給を図るために、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されることがないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対し、周知徹底してください。
2. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。

つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

（1）注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、このような取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を隨時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

（2）分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

（3）納入時期等の情報提供について

卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

写

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。
4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

抗インフルエンザウイルス薬等の供給見込み

1. 抗インフルエンザウイルス薬の供給について（9月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

昨シーズンの医療機関への供給実績量

令和5年10月から令和6年3月末まで 約1,449万人分
今シーズンの医療機関への供給予定量

令和6年10月から令和7年3月末まで 約2,433万人分

各品目の詳細については以下のとおり

品目	令和5年度	令和6年度	増減
タミフル	291.5万人分	400.0万人分	108.5万人分
リレンザ	68.1万人分	132.8万人分	64.7万人分
ラピアクタ	9.4万人分	22.5万人分	13.1万人分
イナビル	412.8万人分	999.1万人分	586.3万人分
ゾフルーザ	365.7万人分	554.0万人分	188.3万人分
オセルタミビル「サワイ」 ※タミフルのジェネリック医 薬品	251.7万人分	260.0万人分	8.3万人分
オセルタミビル「トーワ」 ※タミフルのジェネリック医 薬品	50.0万人分	64.1万人分	14.1万人分
合計	1,449.2万人分	2,432.5万人分	969.2万人分

注：令和5年度は供給実績量、令和6年度は供給予定量（9月末のメーカー及び卸在庫を含む）

※なお、各品目について、流行状況に応じて追加供給を検討

2. インフルエンザウイルス抗原検出キット(迅速タイプ)の供給について(9月上旬時点での企業からの聞き取り結果を基に作成)

昨シーズンの供給実績量

令和5年9月から令和6年3月末まで 約2,565万人分

今シーズンの供給予定量

令和6年9月から令和7年3月末まで 約5,285万人分

取扱い業者	
アドテック、アルフレッサファーマ、カネカ、コーポレートバイオ、島津ダイアグノスティクス、タウンズ、デンカ、東洋紡、富士レビオ、ミズホメディー、ロート製薬、ロシュ・ダイアグノスティクス	製造
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス、積水メディカル、ニチレイバイオサイエンス、ニプロ	製造・輸入
アボットダイアグノスティクスマディカル、医学生物学研究所	輸入

※製品の有効期間は12~30か月

令和5年度	令和6年度	増減
2,565万人分	5,285万人分	2,720万人分

注：令和5年度は供給実績量、令和6年度は供給予定量(9月上旬のメーカー在庫を含む)

※インフルエンザの流行に伴い特定の製品に需要が集中すると、安定供給に支障が生じる場合があることに御配慮いただきたい